

二国間クレジット制度案件組成事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第3号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、事業の適正な遂行に資することを目的とする。

2 事業の実施方法等

(1) 事業の要件

事業は、以下の要件を満たすものであること。

- ① 気候変動枠組条約（UNFCCC）を批准しており、二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）の二国間文書に署名した又は署名することが見込まれる国において、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減を行うとともに、同制度を通じて我が国の削減目標達成に貢献するプロジェクトを組成する事業であること。
- ② 事業及び事業により組成を目指すプロジェクトが事業を実施する国の環境に悪影響を及ぼさないものであること。

(2) 補助事業者の要件

補助事業者は、以下の要件を満たす者であること。

- ① 事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ② 事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- ③ 事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 事業の実施により組成されるプロジェクトが、平成31年2月28日までに JCM 登録の申請を目指し、低炭素設備等を導入する工事（製品、設備等の製作を含む）を進めると合理的に見込まれること。

(3) 交付の対象となる調査等の範囲

- ① 当該プロジェクトの実施に向けた具体的な資金計画、詳細設計、工事計画、運営計画、実施体制、MRV 体制等の立案。
- ② JCM 合同委員会での承認を目的とした JCM 方法論案の構築。
- ③ ホスト国の担当省庁等に対する説明及び説明資料等の作成。
- ④ ホスト国の関係者への理解促進のために効果的と見込まれる場合におけるホスト国関係者の日本への招聘、研修（技術実地視察を含む）の実施

3 案件組成報告書の提出

以下により案件組成報告書を提出すること。

(1) 案件組成報告書の記載事項

- ① 調査又は検討結果
- ② プロジェクトの実施により見込まれる温室効果ガス(以下「GHG」という。)削減量
- ③ 方法論案
- ④ 事業採算性の評価
- ⑤ プロジェクトの JCM 登録申請までのスケジュール
- ⑥ その他プロジェクトの実施に必要な事項

(2) 案件組成報告書の提出時期

補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに案件組成報告書を提出することとする。

4 プロジェクト実施状況報告書の提出

以下によりプロジェクト実施状況報告書を提出すること。

(1) プロジェクト実施状況報告書の記載事項

① 案件組成報告書の活用状況

本報告の対象とする年度における案件組成報告書の活用状況を記入すること。

② GHG 削減量

ア 削減量

本報告の対象とする年度において、案件組成報告書に基づくそれぞれの設備を導入した後は、方法論スプレッドシートを添付すること。

イ 案件組成報告書における削減量に達しなかった場合の原因

アの削減量が、案件組成報告書に記載した GHG 削減量に達しなかった場合に、その原因を分析して記入すること（実績報告書に記載した GHG 削減量に達した場合は、記入を要しない。）。

③ 今後の取組

JCM 登録申請までのスケジュールにおける進捗状況及び本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、プロジェクトの実現性や課題を含めて記入すること。

(2) プロジェクト実施状況報告書の対象期間及び提出時期

プロジェクト実施状況報告書は、案件組成報告書が策定された日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。ただし、その期間に当該プロジェクトの JCM 登録申請が行われた場合は、申請を行った翌年度以降の当該報告書の提出を要しない。

5 プロジェクトの実施の遅延等の報告

補助事業者は、平成31年2月28日までに JCM 登録申請を行うことができないと見込まれ、又は、JCM 登録申請をおこなうための工事に着手することができない等、プロジェクトの実施に重大な支障が生じ、又は生じる恐れがある

と認められる場合には、速やかにその理由等を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

附 則

この実施要領は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。